

不動産の登記名義人表示変更の登記申請（住所、氏名等の変更）又は 会社・法人の印鑑証明書を請求されるお客様へ

「かんたん登記申請」

○ 「かんたん登記申請」の概要

「かんたん登記申請」とは、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（登記ねっと・供託ねっと）上において新たに提供する、**Webブラウザから登記手続を可能とするサービス**です（本サービスを利用する際には事前に申請者情報（ID・パスワード等）の登録が必要となります。）。

本サービスを利用することで、Webブラウザ上で申請書の作成から電子署名の付与・申請書の送信、処理状況の確認ができるようになりました。

○ 従来の「申請用総合ソフト」との違い

「かんたん登記申請」と従来の「申請用総合ソフト」の違いは以下のとおりです。

「かんたん証明書請求」と同様に、利用者環境ではなく登記・供託オンライン申請システムにおいて申請情報等のデータを保持することとなるため、ソフトウェアのインストール等の作業が不要となりますので申請人の負担は軽減されます。

ただし、複数の申請の作成・送信をすることができないことや手続終了から9日後に申請情報等のデータが削除されるなどの制約はあります。

かんたん登記申請

都度必要となった際に負担なく
かんたんに申請を行いたい利用者向け

- 登記・供託オンライン申請システムで取り扱う一部の手続のみ申請可能です。
- 行いたい申請ごとに申請書の作成から電子署名の付与、申請書の送信までを一連の流れで行うことができます。
- 問診に回答することで行うべき申請の様式へと自動で案内がされます。
- 処理状況の確認は、手続完了後92日間であれば可能です。
- 申請情報及び公文書の管理は自己管理が必要です。

申請用総合ソフト

定期的に申請手続が必要となる利用者や
様々な申請を行いたい利用者向け

- 登記・供託オンライン申請システムで取り扱う全ての手続を申請可能です。
- 複数の申請書を並行して作成・送信ができ、また、過去に行った申請データの再利用ができます。
- 各種手続の申請書の入力事項を自分で追加・削除することができ、一部の手続では申請書の記載例を用意しています。
- 処理状況の情報は、申請用総合ソフトに保存されるため、いつでも確認することが可能です。
- 申請情報及び公文書の申請用総合ソフトによる管理が可能です。

○ 「かんたん登記申請」の取扱い対象手続

「かんたん登記申請」においては、**不動産の登記名義人表示変更の登記申請**及び**会社・法人の印鑑証明書の交付の請求のみ**を取扱い対象手続としています。

その他の手続については、従来どおり、申請用総合ソフトやかんたん証明書請求等のサービスを用いる必要があります。

○ 「かんたん登記申請」の操作について

「かんたん登記申請」における申請書の送信までの操作の流れについては、以下のとおりです。

1 利用場面選択



申請人は、「利用場面選択」画面において、行いたい手続を選択します。

「かんたん登記申請」においては、登記の目的に応じた手続名と合わせて、当該手続が必要となる場面を合わせて表示しており、自らが行う必要がある手続について、より容易に選択することを可能としています。



利用場面を選択すると、「利用場面選択-問診」画面において、当該利用場面に応じた問診が表示されますので、申請人は、当該問診に回答します。

問診に回答することにより、後に行うこととなる申請情報の入力について、問診に対する回答に応じた内容があらかじめ入力されますので、入力作業の簡素化や誤入力の防止にもつながります。

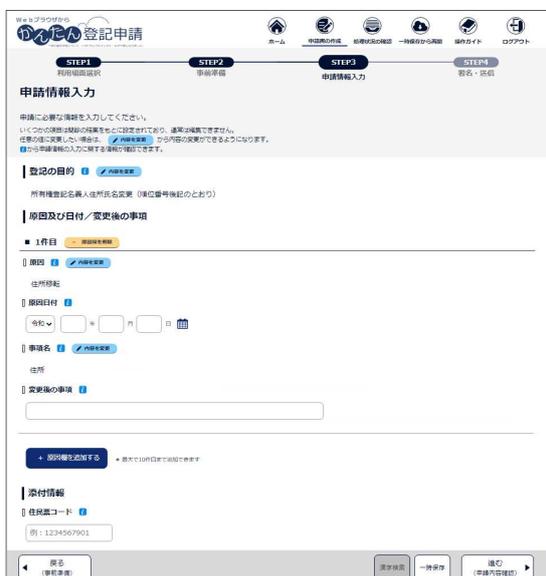
2 事前準備の確認



問診に回答し終わると、「事前準備」画面が表示され、「かんたん登記申請」を利用するための事前準備について案内を行います。

「かんたん登記申請」においては、当該画面までをログイン前に表示する内容としており、事前にパソコンの環境設定だけでなく電子証明書が必要である旨や問診結果に応じた一般的に必要な書類等を案内することにより、申請人の手戻りを防止することとしています。

3 申請情報の入力等



ログイン後、「申請情報入力」画面が表示されるため、申請人は、表示される項目に必要な内容の入力を行います。

項目によっては、問診に回答した結果に応じた内容があらかじめ入力されており、申請人は必要に応じてその内容を修正することもできます。

また、当該画面上で申請情報の入力から添付情報に係る操作（添付や電子署名の付与）までを一連の流れで行うこととしており、申請人は画面に沿って操作することで、必要な操作を行うことができます。

4 電子署名の付与、申請情報の送信

かんたん登記申請

STEP1 利用情報選択 STEP2 利用承諾 STEP3 申請情報入力 STEP4 署名・送信

電子署名の付与・申請情報の送信

申請情報に電子署名の付与を行います。

電子署名の方法

ICカードを使って署名する

契約書ファイル（図章子が「p12」のファイル）を使って署名する

使用するICカードの種類

マイナンバーカードを利用
マイナンバーカード以外を利用

電子署名の付与

署名状況 署名済み

ICカードで署名を行う すべての署名を解除する

申請情報の送信準備が整いました。
※申請人で電子署名を行う場合は、再度「電子署名の方法」「電子署名の付与」の操作を繰り返し署名を行ってください。
照会なければ「申請情報の送信」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信

申請情報の入力や添付情報の添付を終えると、「電子署名の付与・申請情報の送信」画面が表示されるため、申請人は、申請情報への電子署名の付与を行い、その後、申請情報を送信します。

※「かんたん登記申請」においては、従来困難であったWebブラウザ上での電子署名を可能としています。

なお、カードタイプの電子証明書を利用する場合には、「マイナポータルAP」や法務省が提供する「かんたん登記申請電子署名ブラウザ拡張機能」が必要です。

5 処理状況確認（電子納付、補正・取下げ、電子公文書の検証）

かんたん登記申請

処理状況の確認

申請した内容の処理状況を確認することができます。

申請内容の検索

申請番号	申請内容	受付済	電子納付	電子納付済
20230314272012001	登記簿	2023/3/14 18:50	2023/3/14 22:00	
20230303262068001	登記簿	2023/3/14 18:50	2023/3/14 22:00	

申請情報の送信後、申請人は、「処理状況の確認」画面において、申請した内容の処理状況を確認することができます。

基本的には、「かんたん証明書請求」等の「処理状況確認」画面と同様であり、申請情報の送信後、本画面から電子納付を行うことができます。

また、不動産の登記名義人表示変更の登記申請の場合は、本画面から、補正や取下げを行うことができます。

これらの電子納付や補正といった申請人に対応を求める内容については、次に申請人が行うべき内容としてオペレーターのアイコンにて申請人に案内をしており、申請人が一見して次に行う必要がある行動が分かるようにしています。

なお、登記完了証等の電子公文書については、手続終了後に本画面からダウンロードが可能であり、また、画面上部のボタンから、当該電子公文書の署名の検証を可能としています。